

事務事業の概要	検出事項	改善を求める事項（意見）
<p>1 図書館における入館料等の徴収について 図書館法第3条では、「図書館は、図書館奉仕のため、土地の事情及び一般公衆の希望に沿い、更に学校教育を援助し、及び家庭教育の向上に資することとなるように留意し、概ね次に掲げる事項の実施に努めなければならない。」</p> <p>一 郷土資料、地方行政資料、美術品、レコード及びフィルムの収集にも十分留意して、図書、記録、視聴覚教育の資料その他必要な資料（略）を収集し、一般公衆の利用に供すること。（以下、略）」</p> <p>と規定されており、同法第17条では、「公立図書館は、入館料その他図書館資料の利用に対するいかなる対価をも徴収してはならない。」と規定されている。</p> <p>2 公立図書館における複写サービスについて 図書館における複写サービスは、全国の公共図書館により構成される全国公共図書館協議会が示す「公立図書館における複写サービスガイドライン」では、図書館法第3条に定める「図書館奉仕」の一環とされ、「利用者への資料提供の一環として実施する営利を目的としない事業」と位置付けられており、複写サービスの実施については「司書またはこれに相当する職員（著作権法施行規則第1条の3に定めるもの）を置き、図書館が主体となって、適否を判断し、複写サービスを実施する。」とされている。</p> <p>また図書等の複写に係る経費の徴収については、地方自治制度研究会が以下（参考）のような考え方を示している。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>（参考）</p> <p>【地方財務実務提要（地方自治制度研究会編集）より（抜粋）】</p> <p>「図書等の複写に係る経費の徴収」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 図書館において、利用者の依頼に応じ、図書、資料等を複写することは特定個人のためにする地方公共団体の事務と考えられますから、条例の定めるところにより手数料を徴収することは可能でしょう。（以下略） ・ （前略）このような場合（注：複写料金の手数料に関する条例の定めがない場合）は、複写を認め、その対価として実費を徴収することができるでしょう。この実費徴収は、手数料のように地方公共団体が公権力に基づいて徴収するのは異なり、基本的な法律関係は私法上の契約関係ということになります。（以下略） </div>	<p>複写サービスは、「利用者への資料提供の一環として実施する営利を目的としない事業」であることから、妥当な料金設定が行われる必要がある。</p> <p>しかし、中央図書館は、A社に対する行政財産使用許可に当たり、複写料金の設定に関する条件を付しておらず、中央図書館によるコントロールの権限は明文化されていない。</p> <p>また、複写料金の積算根拠などによって妥当性を確認・検証したことを示す資料も存在しない。</p>	<p>府民への説明責任を果たすためにも、複写料金を手数料として条例で定める方法のほか、行政財産使用許可方式で実施する場合でも実費徴収額相当とするために料金設定に関する条件を付す方法など、中央図書館における複写料金に係る妥当性の根拠を明確にできる仕組みに改められたい。</p>

3 図書館業務における外部委託等の実施状況

(1) 府立図書館では、平成22年度から、市場化テストの一環で、従来府職員が実施していた資料の受入、整理及び保存、所蔵資料管理、利用者サービス業務等について、管理運営業務委託を開始した。

(なお、平成27年4月から、施設の維持管理、ホール・会議室の管理運営、駐車場の利用、カフェスペースの運営、学術・文化・芸術に関する催物の開催等について、指定管理者制度を導入している。)

(2) 平成22年度市場化テスト導入時における対象業務の整理シートでは、「複写サービス」も利用者サービスとして、管理運営業務に含まれていた。

しかし、契約（仕様書）では、「複写申込受付、著作権確認」（以下「甲業務」という。）は委託業務に含まれているが、「資料の複写、料金収納、機器管理、用紙補充等」（以下「乙業務」という。）は委託業務の対象外となっており、「別途、図書館の指示するところにより、『行政財産使用許可方式』により実施」することとされている。

(なお、中央図書館における乙業務は、市場化テスト導入前から行政財産使用許可方式で実施されていた。)

(3) このため、受託事業者A社は、中央図書館から行政財産使用許可（平成26年度行政財産使用料154,450円）を受け、有人複写のための複写機1台に加え、セルフ複写機8台とコイン機4台を設置し、乙業務をA社の業務として実施している。（甲業務及び乙業務を、司書資格を有するA社の社員が兼務対応している。）

4 中央図書館における複写料金

現在、中央図書館では、複写料金について条例で手数料は定めておらず、A社が設定し、徴収している（平成28年1月現在）。

(1枚の料金)

		図書館資料	国際児童文学館資料
セルフ	白黒	10円	—
	カラー	40円	—
有人	白黒	20円	30円
	カラー	50円	80円

※上記の他、CD/DVD-ROM及びデータベースからの複写、マイクロフィルムからの複写の料金設定あり

※平成26年度の複写サービスは、317,245件

措置の内容

平成28年4月1日以降の複写業務に係る使用許可において、複写業務の実績把握及び料金の妥当性を担保するための条件2項「使用者は、複写業務の実績（枚数及び収入金額）について、毎月、許可者へ報告しなければならない。」「使用者は、複写料金の単価設定を変更しようとするときは、事前に書面で申し出て、許可者の承認を受けなければならない。なお、単価設定については、実費相当額とし、近隣類似施設や商業施設の料金単価と均衡を失しないこと等も考慮するものとする。」を許可書に明文化した。
今後、複写料金の変更や図書業務委託契約の更新に当たっては、複写料金妥当性の根拠を十分に検証し、府民への説明責任が果たせるように努める。

監査（検査）実施年月日（委員：平成27年12月24日、事務局：平成27年11月6日）